

国土交通省における 建築物のバリアフリー化促進の取組み

令和7年8月28日
国土交通省 東北地方整備局

バリアフリー法の概要

バリアフリー法(建築物分野)の概要

特定建築物【令第4条】

多数の者が利用する建築物

(例)「学校」「卸売市場」「事務所」
「共同住宅」「工場」など

特別特定建築物【令第5条】

不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物他

(例)「公立小中学校」「百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗」「不特定かつ多数の者が利用する官公署」「飲食店」「サービス業を営む店舗」など

※条例により、特別特定建築物に特定建築物の追加が可能

※1:増改築部分のみが義務化の対象

新築、増築、改築、用途変更、修繕又は模様替えについて、建築物移動等円滑化基準への適合**努力義務**

- ① 2,000㎡以上(公衆便所については50㎡以上)の新築、増築、改築※1又は用途変更について、建築物移動等円滑化基準への**適合義務**
- ② 2,000㎡未満、及び既存建築物に対して建築物移動等円滑化基準への**適合努力義務**

※条例により、面積要件の引下げが可能

建築物移動等円滑化基準【令第10条～第25条】【最低限のレベル】

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために**必要な**建築物特定施設※2の構造及び配置に関する基準

(例)・車椅子使用者と人がすれ違える廊下幅を1以上確保 ・車椅子使用者用のトイレが原則、各階にある など

※2:出入口、廊下、階段、エレベーター、トイレ、ホテルの客室、劇場等の客席、敷地内通路、駐車場等を指す。

※条例により、必要な事項の付加可。また、500㎡未満の建築物に対する建築物移動等円滑化基準の一部を規模等に応じて設定可

建築物移動等円滑化誘導基準【省令】【望ましいレベル】

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために**誘導すべき**建築物特定施設※3の構造及び配置に関する基準。

(例)・車椅子使用者同士がすれ違える廊下幅の確保 ・車椅子使用者用のトイレが便所ごとにあるにある など

(※3:義務づけの対象ではない)

計画の認定【法第17条】 (建築物移動等円滑化誘導基準を満たし、所管行政庁の認定を受けると、「シンボルマークの表示制度」、「容積率の特例」などの支援措置を受けることができる。)

1 出入口

建物の出入口、居室の出入口などは車いすで円滑に利用できるようなことが必要です。出入口の幅と前後のスペースを確保してください。

- 玄関出入口の幅 (1以上)
80cm 以上 120cm 以上
- 居室などの出入口
80cm 以上 90cm 以上



2 廊下等

車いすを使用する方の通行が容易なように十分な幅を確保することが必要です。

- 廊下幅
120cm 以上 180cm 以上



3 傾斜路

スロープは緩やかなものとし、手すりを設け、上端には点状ブロック等を敷設してください。長いスロープには踊り場を設けることも必要です。

- 手すりの設置
片側 両側
- スロープ幅
120cm 以上 150cm 以上
- スロープ勾配
1/12 以下 (屋外は 1/15 以下)



7 アプローチ

建物の出入口に通じる通路を車いすで円滑に利用できるようなことが必要です。広い幅ですべくいく表面とし、高低差のある場合には緩やかなスロープ等を設けてください。

- 通路の幅
120cm 以上 180cm 以上



8 駐車場

駐車場を設ける場合は、車いすを使用する方や体の不自由な方のために、建物の出入口の近くに車いすを使用する方が使える十分な幅の駐車スペースを確保してください。

- 車いす使用者用駐車施設の数
200台以下の場合：2%以上
201台以上の場合：1%+2台以上
2%以上
- 車いす使用者用駐車施設の幅
350cm以上 350cm以上



9 浴室等

共用の浴室やシャワー室を設ける場合には、1つ以上の浴室等を十分な広さとし、車いすを使用する方が使える仕様としてください。
(建築物移動等円滑化誘導基準)



4 エレベーター

階と階の間の移動には、エレベーターで行けるようにすることが原則必要です。車いすを使用する方や目の不自由な方の利用に配慮した仕様としてください。

- 出入口の幅
80cm 以上 90cm 以上
- かごの奥行
135cm 以上 135cm 以上
- かごの幅 (一定の建物の場合)
140cm 以上 160cm 以上
- 乗降ロビー
150cm 角以上 180cm 角以上



5 トイレ

トイレを設ける場合には、車いすを使用する方や足の弱っている方も使えるようにすることが必要です。車いすを使用する方が使える十分な広さの便所を設けてください。

- 車いす使用者用便房の数
原則各階に1つ以上 各便所に1つ以上
- オストメイト対応便房の数
建物に1つ以上 各階ごとに1つ以上
- 低リップ小便器等の数
建物に1つ以上 各階ごとに1つ以上



6 ホテルや旅館の客室

ホテルや旅館の客室内の便所や浴室等は車いすを使用する方も使えるようにすることが必要です。

- 車いす使用者用客室の数
1%以上 原則 2% 以上



10 「案内表示」について

バリアフリー化されたエレベーターやトイレ、駐車場の付近には、見やすくわかりやすい表示が必要です。これらの施設の配置がわかる案内板や案内所を設けてください。



11 案内設備に至る経路

道等から案内板や案内所に至る経路には、目の不自由な方が安全に通れるように視覚障害者誘導用ブロックを設置するか、音声による誘導装置を設けてください。



12 劇場等の客席

劇場等の客席には、車椅子を使用する方が車いすに乗ったまま観覧できるスペースを設けてください。

- 車いす使用者用部分の数
400席以下の場合：2席以上
401席以上の場合：0.5%以上

- 100席以下の場合：2席以上
- 101～200席の場合：1%以上
- 201～2,000席の場合：1%+2席以上
- 2,001席以上の場合：0.75%+7席以上

- 車いす使用者用部分の寸法等
幅：90cm以上
奥行：135cm以上
床が平坦

- 幅：90cm以上
- 奥行：135cm以上
- 床が平坦
- 舞台等を容易に視認できる構造
- 同伴者用の客席(スペース)が隣接
- 201席以上の場合、当該部分を2カ所以上に分散

それぞれの説明中、青の数値等は建築物移動等円滑化基準、オレンジの数値等は建築物移動等円滑化誘導基準

建築物のバリアフリー基準の改正 (令和7年6月1日 施行)

車椅子使用者用便所の設置数に係る基準の見直し

バリアフリー法の政令改正により、車椅子使用者用便所の設置数について、**原則、各階に1箇所以上を設置する**よう見直しを行う。

義務基準

見直し前

- 建築物に**1箇所以上**を設ける。

見直し後

<標準的な建築物>

- 各階に**1箇所以上***設ける。

<小規模階を有する建築物> (床面積1,000㎡未満の階(小規模階)を有する場合)

- 小規模階の床面積の合計が**1,000㎡に達する毎に1箇所以上***設ける。

<大規模階を有する建築物> (床面積10,000㎡を超える階(大規模階)を有する場合)階の床面積が

- 10,000㎡を超え40,000㎡以下の場合、当該階に2箇所以上***を設ける。
- 40,000㎡を超える場合、20,000㎡毎に1箇所を追加***する。

※ 建築条件に応じた設計の自由度を確保するため、設置箇所は任意とする。

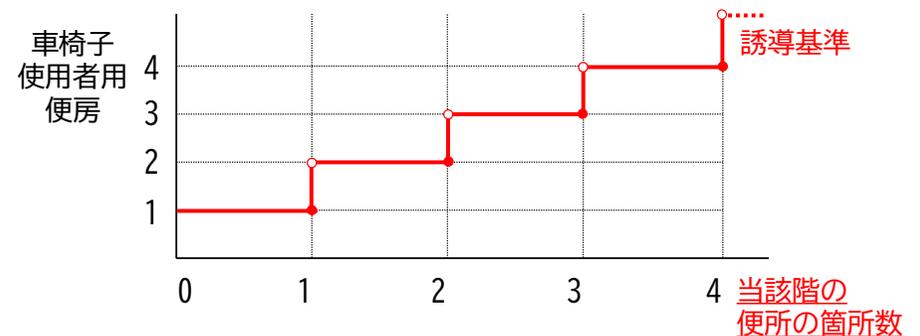
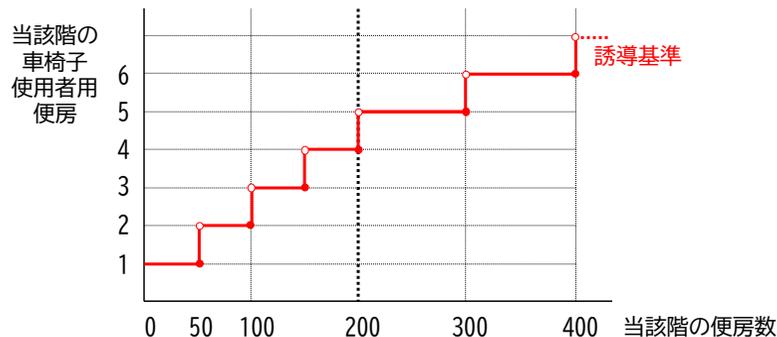
誘導基準

見直し前

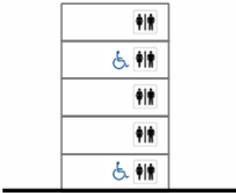
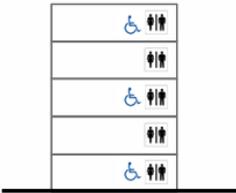
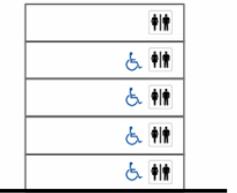
- 各階に**1箇所以上**を設ける。
- 階の便所数が**200箇所以下**の場合、**2%以上**を設ける。
- 階の便所数が**201箇所以上**の場合、**1%+2箇所以上**を設ける。

見直し後

- 便所のある箇所に**1箇所以上**を設ける。



(1) 「小規模階を有する建築物」に該当する場合

	ケース①	ケース②	ケース③
便所のある階のイメージ	400～599.8㎡/階 	600～799.8㎡/階 	800～999.8㎡/階 
階数	地上5階	地上5階	地上5階
延べ床面積	2,000～2,999㎡	3,000～3,999㎡	4,000～4,999㎡
便所のある階の数	5	5	5
建築物に設置する車椅子使用者用便房の数	2	3	4

(2) 「大規模階を有する建築物」に該当する場合

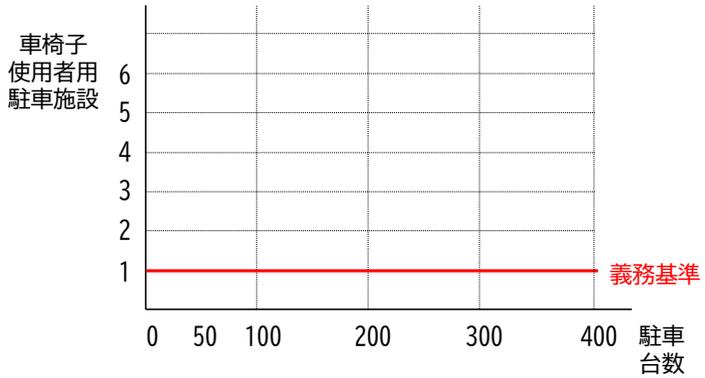
	ケース④	ケース⑤	ケース⑥
便所のある階のイメージ	30,000㎡/階 	50,000㎡/階 	70,000㎡/階 
階数	地上3階	地上3階	地上3階
延べ床面積	90,000㎡	150,000㎡	210,000㎡
当該階の便所の数	3	4	4
当該階に設置する車椅子使用者用便房の数	2	3	4

バリアフリー法の政令改正により、車椅子使用者用駐車施設の設置数について、**駐車台数に対する割合で定める**よう見直しを行う。

義務基準

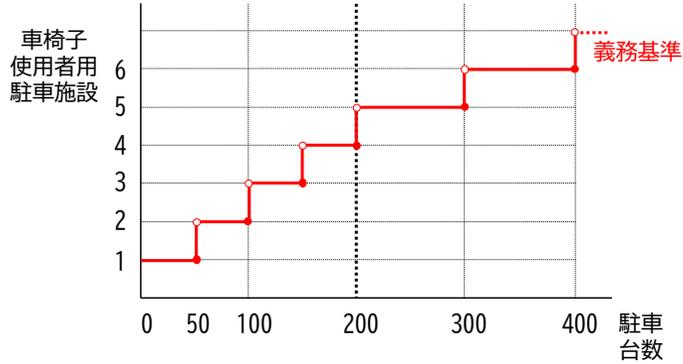
見直し前

- 1台以上を設ける。



見直し後

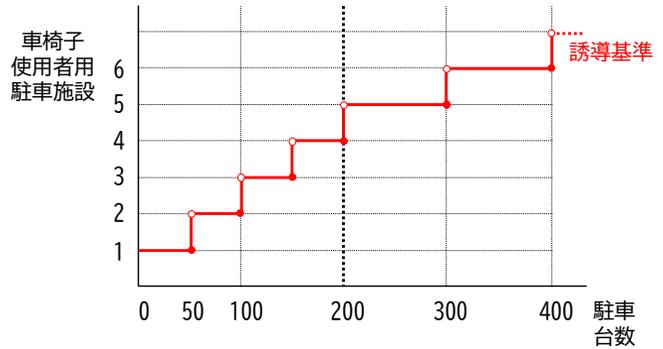
- 200台以下の場合、2%以上を設ける。
- 201台以上の場合、1% + 2台以上を設ける。



誘導基準

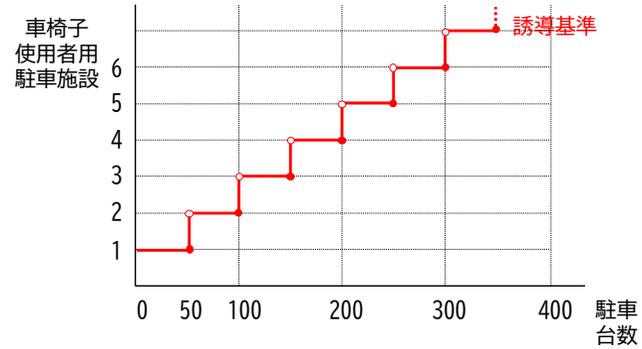
見直し前

- 200台以下の場合、2%以上を設ける。
- 201台以上の場合、1% + 2台以上を設ける。



見直し後

- 2%以上を設ける。



バリアフリー法の政令改正（条文新設）により、車椅子使用者用客席の設置数について、**客席の総数に対する割合で定める**よう見直しを行う。

義務基準

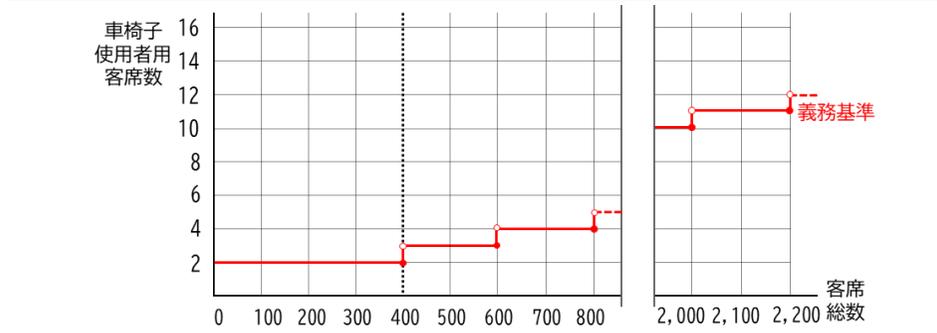
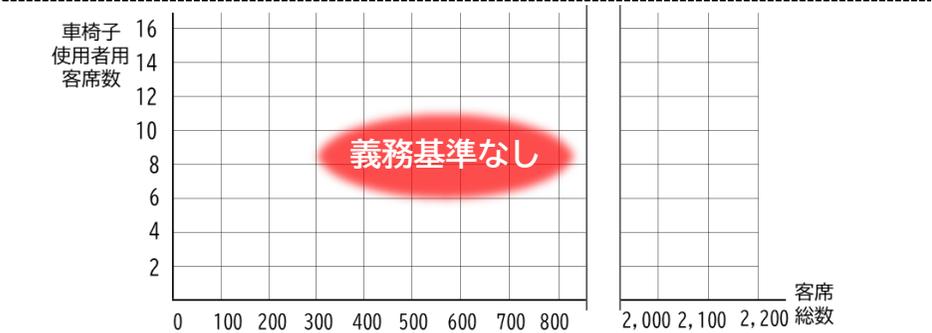
見直し前

- ・ 基準なし

見直し後

- ・ 400席以下の場合、2席以上を設ける。
- ・ 401席以上の場合、0.5%以上を設ける。

※ 構造に係る基準（幅90cm以上、奥行135cm以上等）も定める。



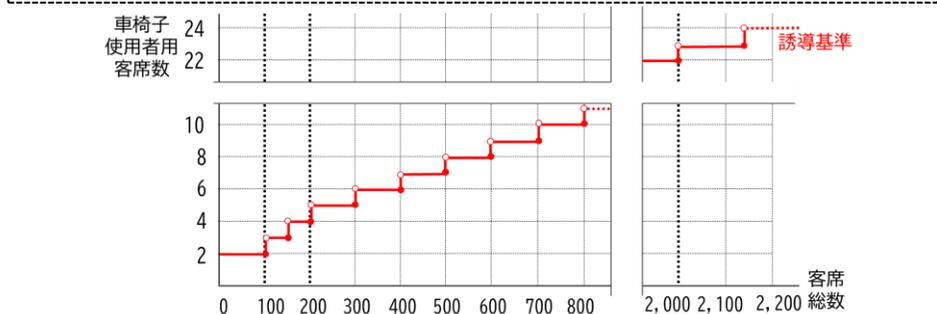
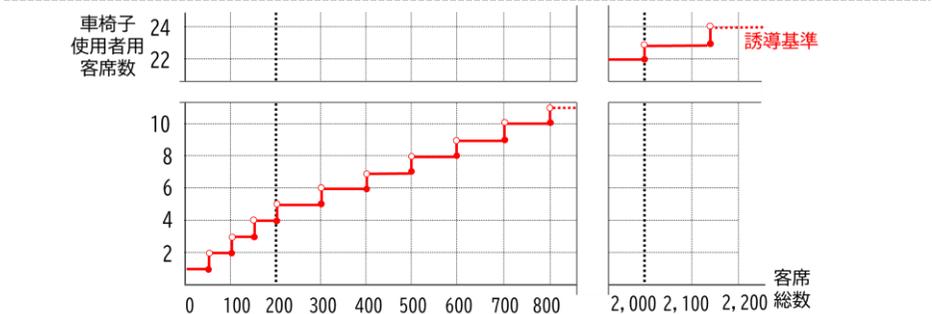
誘導基準

見直し前

- ・ 200席以下の場合、2%以上を設ける。
- ・ 201～2,000席の場合、1%+2席以上を設ける。
- ・ 2,001席以上の場合、0.75%+7席以上を設ける。

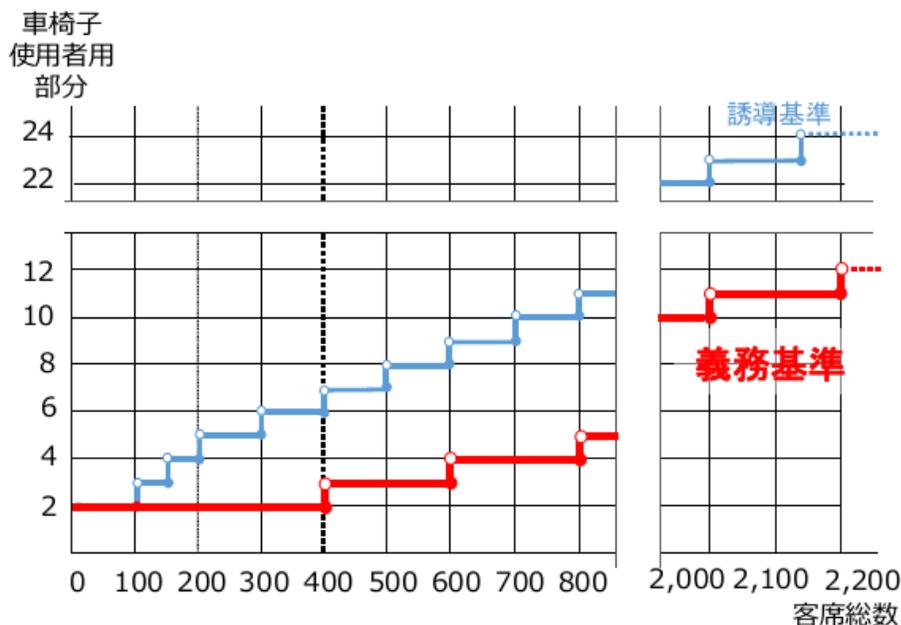
見直し後

- ・ 100席以下の場合、2席以上を設ける。
- ・ 101～200席の場合、2%以上を設ける。
- ・ 201～2,000席の場合、1%+2席以上を設ける。
- ・ 2,001席以上の場合、0.75%+7席以上を設ける。



【参考】車椅子使用者用部分の設置基準について（政令第15条）

- 劇場等の客席における車椅子使用者用部分は、座席の総数に対する割合で定める数以上を設ける。
 - ① 座席の数が400以下の場合 2以上
 - ② 座席の数が401以上の場合 0.5%以上
- 同一建築物に複数の客席を設ける場合、各客席の座席数に応じて必要な数以上の車椅子使用者用部分を各客席に設ける。



		複数の客席を設ける場合		
車椅子使用者用部分の設置イメージ				
	客席① (200席)	客席② (200席)	客席③ (600席)	
車椅子使用者用部分の箇所数	客席① 200席の客席	客席② 200席の客席	客席③ 600席の客席	
	2箇所以上	2箇所以上	3箇所以上	

「客席」とは

・設けられる個別の座席ではなく、劇場等における座席が並べられた室（空間）

「座席」とは

・床に固定された椅子を有する席（移動可能な席、スタッキングチェア、画面と連動して動く席などは座席に含まない）

バリアフリー法第24条に基づく容積率緩和の特例制度の適用要件を定めた「国土交通省告示第1481号」に**車椅子使用者用便所の設置のみで特例が可能となるよう規定を追加**することで**車椅子使用者用便所の設置を促進**する。

	見直し前	見直し後																				
特定建築物	次の基準に適合すること <ul style="list-style-type: none"> 全ての建築物特定施設が誘導基準に適合する 	次の基準の いずれか に適合すること <ul style="list-style-type: none"> 全ての建築物特定施設が誘導基準に適合する 車椅子使用者の到達可能な車椅子使用者用便所※を設ける 																				
特定建築物 以外	次の基準に適合すること <ul style="list-style-type: none"> 以下の全てに適合する <table border="1"> <tr> <td>出入口</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>廊下</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>階段</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>便所</td> <td> ・ 腰掛便座及び手すりの設けた便房がある ・ 出入口の幅が80cm以上である ・ 戸を自動開閉とするなど車椅子使用者が容易に開閉・通過できる構造である </td> </tr> <tr> <td>敷地内通路</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	出入口	(略)	廊下	(略)	階段	(略)	便所	・ 腰掛便座及び手すりの設けた便房がある ・ 出入口の幅が80cm以上である ・ 戸を自動開閉とするなど車椅子使用者が容易に開閉・通過できる構造である	敷地内通路	(略)	次の基準の いずれか に適合すること <ul style="list-style-type: none"> 以下の全てに適合する <table border="1"> <tr> <td>出入口</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>廊下</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>階段</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>便所</td> <td> ・ 腰掛便座及び手すりの設けた便房がある ・ 出入口の幅が80cm以上である ・ 戸を自動開閉とするなど車椅子使用者が容易に開閉・通過できる構造である </td> </tr> <tr> <td>敷地内通路</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 車椅子使用者の到達可能な車椅子使用者用便所※を設ける 	出入口	(略)	廊下	(略)	階段	(略)	便所	・ 腰掛便座及び手すりの設けた便房がある ・ 出入口の幅が80cm以上である ・ 戸を自動開閉とするなど車椅子使用者が容易に開閉・通過できる構造である	敷地内通路	(略)
出入口	(略)																					
廊下	(略)																					
階段	(略)																					
便所	・ 腰掛便座及び手すりの設けた便房がある ・ 出入口の幅が80cm以上である ・ 戸を自動開閉とするなど車椅子使用者が容易に開閉・通過できる構造である																					
敷地内通路	(略)																					
出入口	(略)																					
廊下	(略)																					
階段	(略)																					
便所	・ 腰掛便座及び手すりの設けた便房がある ・ 出入口の幅が80cm以上である ・ 戸を自動開閉とするなど車椅子使用者が容易に開閉・通過できる構造である																					
敷地内通路	(略)																					

※ 車椅子使用者用便所の構造は以下の通り

- 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること
- 車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されていること

赤字：現行の基準に追加した箇所

○ チラシ

- 車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車場、車椅子使用者用客席の義務基準の概要を記載
- 基準改正概要の周知に最適

2025年6月1日以降に工事に着工する建築物が対象となります。

1 車椅子使用者用トイレの設置数

改正前: 建築物に1以上
改正後: 原則、各階に1以上

2 車椅子使用者用駐車施設の設置数

改正前: 建築物に1以上
改正後: 200台以下の駐車場 全体の2%以上
201台以上の駐車場 全体の1%+2以上

3 車椅子使用者用客席の設置数

改正前: 義務基準なし
改正後: 400座以下の劇場等 2以上
401以上の劇場等 全体の0.5%以上

車椅子使用者用トイレを設置した場合、容積率の特例の適用対象となります！

車椅子使用者用トイレの床面積の一部が不算入となります。
※特定行政庁の許可が必要となりますので、詳しくは特定行政庁にお問い合わせください。

改正内容に関する詳細はこちら
建築物におけるバリアフリーについて
https://www.mlit.go.jp/jutakuentiku/jutakuentiku_house_fr_000049.html

<https://www.mlit.go.jp/jutakuentiku/content/001881137.pdf>

○ 技術的助言参考資料

- 改正基準の運用に係る詳細な留意点を記載
- 運用の参考に最適

例 (P.16)

増築等を行う場合の車椅子使用者用便房の必要設置数の算定手順を、図とともに解説

【義務基準】増築等に関する規定の適用範囲について(政令第23条)

国土交通省

ケース1 (増築等に係る部分の床面積が各階2,000m²の場合)

車椅子使用者用便房の必要設置数の算定手順

1~3階を増築(各階2,000m²) → 増築を行う階(1~3階)に基準を適用し、増築を行う階の数(3)以上の不特定多数の者が利用する便房を計画 → 既存の便房が2箇所あるため、3-2=1箇所以上の不特定多数の者が利用する便房を新設 → 増築後の各階(1~3階)で便房を設ける際に1箇所以上の車椅子使用者用便房を計画

<https://www.mlit.go.jp/jutakuentiku/content/001857777.pdf>

○ 説明会動画

- 技術的助言参考資料を基に説明
- 運用の参考に最適

※以下のURLにて動画を公開中

https://youtu.be/f_o8XtrPnS4
(便所)

<https://youtu.be/SCUVsPsW0aQ>
(劇場等の客席)

<https://youtu.be/UaDQ3WJDp90>
(駐車場)

<https://youtu.be/L3BxSsB52WM>
(Q&A)

高齢者、障害者等の円滑な移動に配慮した 建築設計標準の改正

建築設計標準の主な改正ポイント(令和7年5月改正)

バリアフリー設計のガイドラインである「建築設計標準」について、トイレ、駐車場、客席のバリアフリー基準の見直しを踏まえた内容の変更等に加え、建築物のバリアフリー化を一層促進するため、構成・内容の抜本的な見直しを実施。

1. 構成・内容の抜本的な見直し

○「標準的な整備内容」の明記

⇒従前は、推奨される整備内容について「～することが望ましい。」と記述していたが、今回の改正において、原則として、標準的な整備内容として整理し、「～する。」との記述に強化。

○設計事例や改修・改善事例のポイントの別冊化

⇒建築設計標準の改正タイミングにとらわれずに、好事例をPRしやすくするため、国土交通省HPに随時アップロードする。

○建築プロジェクトの当事者参画ガイドラインの策定

⇒建築プロジェクトにおける当事者参画を促進するため、「建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン」を新たに策定。

○建築設計標準の構成のシンプル化・電子化対応の準備

⇒必要な情報に容易にたどり着けるよう、義務基準・誘導基準に相当する整備内容と標準的な整備内容が一目でわかる構成に変更。PDFしおりの追加。

2. バリアフリー基準の見直しを踏まえた内容の変更等

○トイレ

⇒車椅子使用者用便房の複数化により、設計の考え方を大幅に変更。便房の種類を明確化した上で、一つの便所における機能分散・施設全体における機能分散の考え方を明記。車椅子使用者用便房の設置数に関する基準の記述の変更。

○客席

⇒車椅子使用者用客席の設置数に関する基準の記述の変更。サイトライン確保に係るチェック・検証方法に関する記述の大幅な充実。同伴者席について固定席ではなくスペースとして設けることを明記。

○駐車場

⇒車椅子使用者用駐車施設の設置数に関する基準の記述の変更。車椅子使用者用駐車施設の後部スペースの確保に関する記述の強化。

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した

建築設計標準

令和7(2025)年5月
国土交通省

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した
建築設計標準(令和7年度改正版)

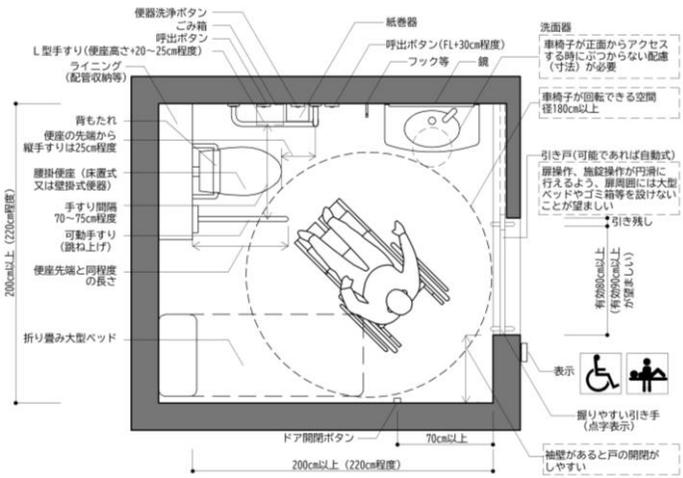
【参考】建築設計標準(建築物のバリアフリーガイドライン)について

- 通路や駐車場、トイレ、エレベーターなど建築物の個別施設ごとに、法令に基づく基準、設計時の考え方・ポイント、標準的な整備内容や実現方法、管理運営上の配慮事項等をガイドラインとしてまとめています。
- 行政や民間事業者において、施設の計画、設計段階、管理運営時に広く活用されています。

掲載例

近年の改正概要

【車椅子使用者用便房の例】



平成27年度

劇場・競技場等の客席・観覧席を有する施設

- ・車椅子使用者用の客席・観覧席の基準整備
- ・一般・その他客席・観覧席
- ・音声・画像等による情報提供 等

平成30年度

ホテル又は旅館

- ・設置数基準の見直し(「1室以上」から「1%以上」へ)
- ・一般客室のバリアフリー対応水準の見直し 等

令和2年度

小規模店舗・重度の障害、介助者等への配慮

- <小規模店舗>
- ・出入口に段差を設けない、有効幅員80cm以上 等
- <重度の障害、介助者等への配慮>
- ・車椅子使用者用便房の大きさの見直し
- ・車椅子使用者用駐車施設の必要な高さの見直し

【写真】



直径180cm以上の円が内接できるスペースを有する便房(大型ベッド付)

建築設計標準の別冊として「建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン」を新たに策定し、当事者参画の効果や基本原則、企画・実施方法、留意事項等について記述。

○ 当事者参画とその効果

- 当事者とは、高齢者、障害者等を含む全ての施設利用者を指す。
- 当事者参画とは、建築プロジェクトのプロセスにおいて、当事者が意見表明すること、当事者間で意見交換すること、ワークショップ等に参加すること等を通じて、施設の整備・運営の完成度を高めることに関与することである。

○ 当事者参画の効果

- 当事者は、施設整備の全体像や制約に対する理解が深まる。
- 事業者等は、当事者のニーズに対する理解が深まる。
- 当事者と事業者等の相互理解が深まることにより、多様なニーズを反映した納得感のある質の高い施設整備につながる。

○ 当事者参画の基本原則

- 当事者の人選や意見の取り扱いに関して、「公平性」を確保することが望ましい。
- 意見の内容、対応の可否・対応できない場合はその理由を明らかにする等、「透明性」を確保することが望ましい。
- 他の建築プロジェクトに経験を生かせるよう、実施した当事者参画の「効果検証」を行う事が望ましい。

○ 当事者参画の企画

- 事業者等は、当事者参画の実施の基本的な考え方を定めた実施方針を策定することが望ましい。
- 公共建築物の発注においては、要求水準書や事業計画・条例等により、当事者参画の実施を位置づけることが考えられる。
- 当事者参画の方法は各段階において適切な方法を選択・実施することが望ましい。

○ 各段階における当事者参画の実施内容 (例)

※可能な限り早い段階から、かつ各段階で当事者参画を実施することが望ましい。

段階	想定される実施内容
基本構想・基本計画	UDを目標に加えることで施設整備の方針を共有・工期や予算変更を伴うUDの提案
基本設計	施設の設計概要やアクセス、動線計画や設備の配置等、基本設計図面の修正を伴うUDの提案
実施設計	設備内容の詳細や案内設備の考え方、段差の解消等、詳細設計図面の修正を伴うUDの提案
施工	設備の取り付け位置や案内サイン等の修正 (初期・中期) ・設計段階等での出し合った意見への対応状況の共有 (最終)
維持管理・運営	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設管理者・運営者に対し、当事者参画で出された意見に対する対応状況等についての的確に情報を伝達 ○ 施設の運営開始後に見つかった新たなニーズや課題等の把握や、当事者参画による効果の検証等を行う場の設置



建築設計標準 別冊 建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン

当事者参画の企画事例、及び実施事例を段階ごとに掲載。

○当事者参画の企画事例（新国立競技場整備事業）

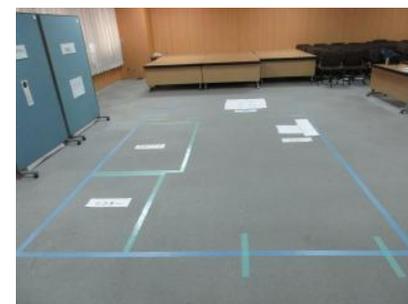
- 要求水準の一つとして、「設計から施工段階において、高齢者、障がい者団体及び子育てグループ等の参画を得てユニバーサルデザイン・ワークショップを開催し、関係者の意見を集約した上で業務を進める。」との規定を設けた。

○基本設計段階・実施設計段階における当事者参画の実施事例（府中新庁舎建設）

- 基本設計・実施設計・施工段階等において個別ヒアリングや説明会等を複数回実施。
- 視覚障害者向けの説明会において、2種類の模型（建物の外形模型と1階平面を表した模型）を用意し、模型を触ることで、新庁舎の配置や動線等について確認・意見交換を実施。
- 肢体不自由者団体向けの説明会において、会場におおよその寸法で重度障害者向けの介助用リフト付トイレのレイアウトをテープで再現し、体験を通じ使い勝手等について確認・意見交換を実施。



2種類の模型



テープによるレイアウトの再現

○維持管理段階における当事者参画の実施事項（渋谷区バリアフリー基本構想による進捗管理）

- 基本構想に基づくバリアフリー推進のため、対象地区の新規施設について当事者参画による施設点検を実施。
- 点検後、参加者と事業者の意見交換を経て必要な改善を行った。

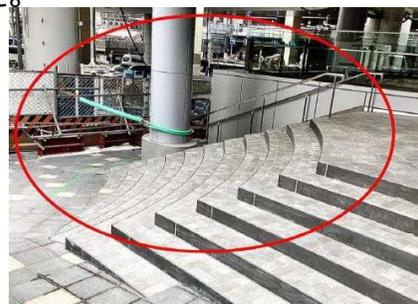
■ Shibuya Sakura Stageの事例

【点検実施前】

- ・見えにくい階段段鼻部と手摺の不足

【点検実施後】

- ・段鼻部のタイルを変更し、コントラストを強化
- ・階段屈折部に手摺を追加



【参考】バリアフリー整備目標(第4次)の設定(案)

- 現行目標である「特別特定建築物のバリアフリー基準適合率」を更新するとともに、「公共建築工事（2,000㎡以上の国等の特別特定建築物に限る。）における当事者参画の実施割合」を追加する。

第3次整備目標（令和3年度～令和7年度）

○特別特定建築物のバリアフリー基準適合率

床面積の合計が2,000㎡以上の特別特定建築物（小学校、中学校等で公立のものを除く。）の総ストックの約67%について、令和7年度までに、移動等円滑化を実施する。

【参考】

第1次整備目標（平成18年度～平成22年度）

目標：約50%
実績：約49%

第2次整備目標（平成23年度～令和2年度）

目標：約60%
実績：約62%



第4次整備目標（令和8年度～令和12年度）

①特別特定建築物のバリアフリー基準適合率【更新】

床面積の合計が2,000㎡以上の特別特定建築物（小学校、中学校等で公立のものを除く。）の総ストックの約70%について、令和12年度までに、移動等円滑化を実施する。

②公共建築工事（2,000㎡以上の国等の特別特定建築物に限る。）における当事者参画の実施割合【新規】

2,000㎡以上の国、都道府県、政令市の特別特定建築物の公共建築工事について、令和12年度までに、原則としてすべての工事で当事者参画を実施する。

※現状では、55%程度の公共建築工事で実施

※「建築設計標準」の改正の一環として、「建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン」を策定

建築設計標準の主な改正内容(便所・洗面所の設計標準)

- 車椅子使用者用便所の設置数に関する基準の記述を変更。
- 便所の種類を明確化した上で、一つの便所における機能分散・施設全体における機能分散の考え方を明記。

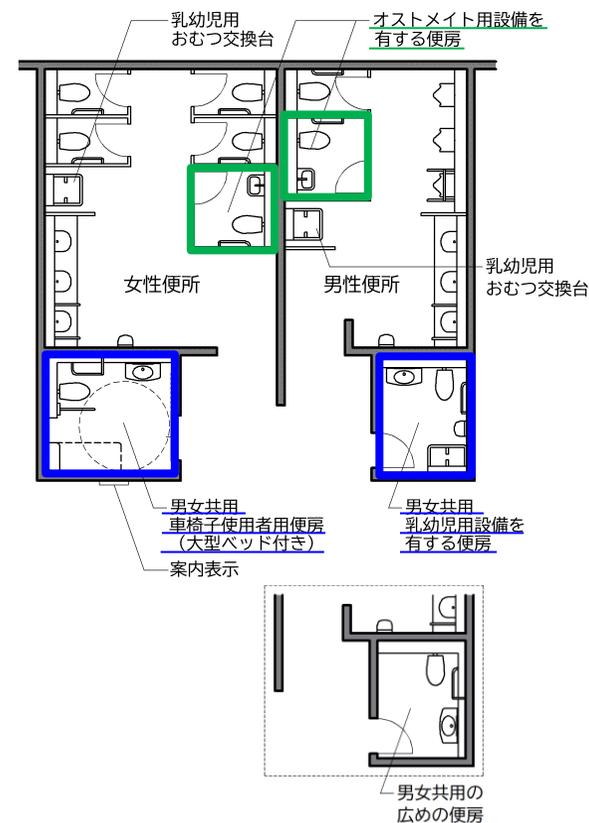
○利用者のニーズに対応した便所の類型

利用者のニーズ	便所の名称	便所の機能
車椅子使用者への対応	車椅子使用者用便所	<ul style="list-style-type: none"> 車椅子使用者が円滑に使用できる十分な空間 手すり 腰掛便座 等
排泄介助が必要な者の脱衣・おむつ交換等への配慮	車椅子使用者用便所(大型ベッド付き)	<ul style="list-style-type: none"> 左記 + 大型ベッド
オストメイトへの対応	オストメイト用設備を有する便所	<ul style="list-style-type: none"> ストーマ装具にたまった排泄物の処理やストーマ装具の交換ができる広さ 水洗器具(汚物流し) 等
乳幼児連れへの配慮	乳幼児用設備を有する便所	<ul style="list-style-type: none"> ベビーカーとともに入ることができる広さの便所 乳幼児用おむつ交換台 乳幼児用椅子 着替え台 等
視覚・知的・発達障害者や高齢者への異性による介助・同伴利用、性的マイノリティ等への配慮	男女共用の広めの便所	<ul style="list-style-type: none"> 男女が共用できる位置 介助・同伴利用等ができる広さ 着替え台 等

○便所の機能の分散、設置位置の考え方

- 一つの便所において機能を分散して設けることを基本とする。
- 各便所は、施設全体の各階の用途の特性を踏まえて配置する。
- 「車椅子使用者用便所」「乳幼児用設備を有する便所」は男女が共用できる位置に、「オストメイト用設備を有する便所」は男子用及び女子用の便所に設ける。

<設計例>



建築設計標準の主な改正内容(劇場等の客席の設計標準)

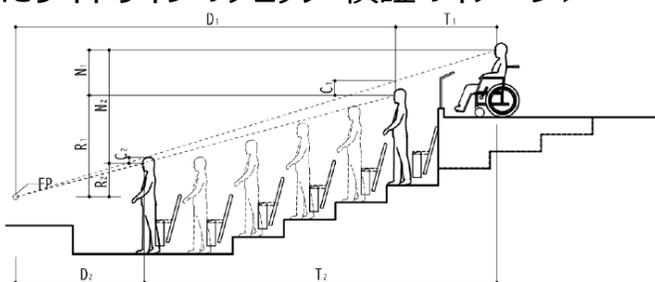
- 車椅子使用者用客席の設置数に関する基準の記述を変更。
- 車椅子使用者用客席のサイトライン（可視線）、分散配置、同伴者用の客席に係る内容の記述を強化。

○サイトライン（可視線）について

- 観客が立つことが想定される施設では、車椅子使用者用客席は前列の観客が立っている状況で舞台等へのサイトラインが確保できるように計画・検討することを標準的な整備内容として明記
- サイトラインを評価する可変数であるC値（Cバリュー）等を用いたチェック・検証方法を詳述

<C値（Cバリュー）を用いたサイトラインのチェック・検証のイメージ>

- C₁: 直近の客席に対する車椅子使用者用客席のC値
- C₂: 最前列の客席に対する車椅子使用者用客席のC値



$$C = \frac{D(N+R)}{D+T} - R$$

C = C・バリュー値

D = 座席の観客からFPまでの水平距離

N = 座席のある列の1段ごとの高さ

R = 座席の観客の目の高さ

T = 座席のある列の奥行き

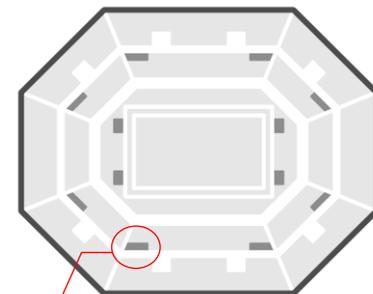
○分散配置について

- 施設の用途や規模等を踏まえ、車椅子使用者用客席を複数箇所に垂直・水平に分散して設けることを標準的な整備内容として明記
- 配置の考え方として、チケットの価格帯や席の種別ごとの分散を例示

○同伴者用の客席について

- 同伴者用の客席について、
 - ・ 車椅子使用者用客席と同じ数以上を、車椅子使用者用客席の横に隣接して設けること
 - ・ 可動椅子の設置が可能な場合、固定席でなくスペース（+可動椅子）とすることを標準的な整備内容として明記

<設計例>



車椅子使用者用客席 + 同伴者用の客席（スペース）

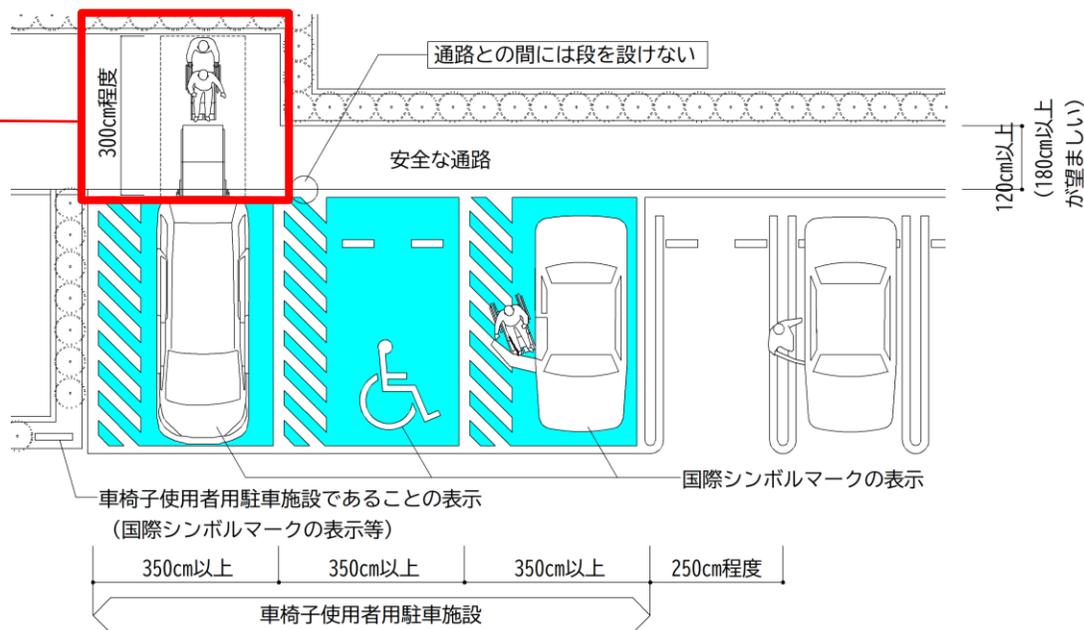
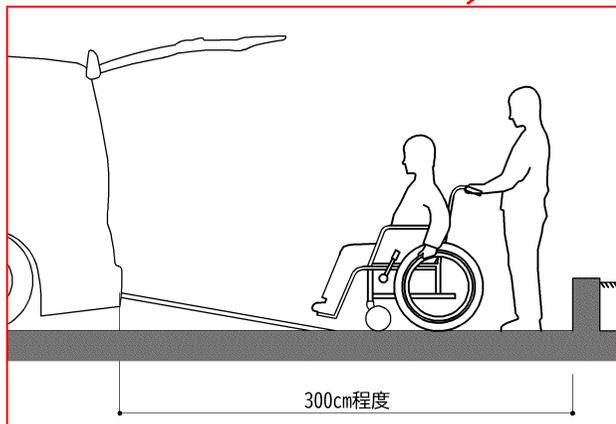
- 車椅子使用者用駐車施設の設置数に関する基準の記述を変更。
- 車椅子使用者用駐車施設の後部スペースの確保に関する記述を強化。

○車椅子使用者用駐車施設の後部スペースについて

- 後部ドアからの車椅子使用者の乗降のためのスロープ・リフトの出る車両の利用を考慮し、後部ドアからのスロープ・リフトによる乗降が可能な車寄せ・スペースを建築物の出入口付近に設置すること、又は車椅子使用者用駐車施設の後部に奥行き300cm程度の乗降スペースを確保することが望ましい旨を明記。

<設計例>

<後部ドア側の乗降スペースの例>



【参考】建築設計標準 別冊

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 別冊

建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン

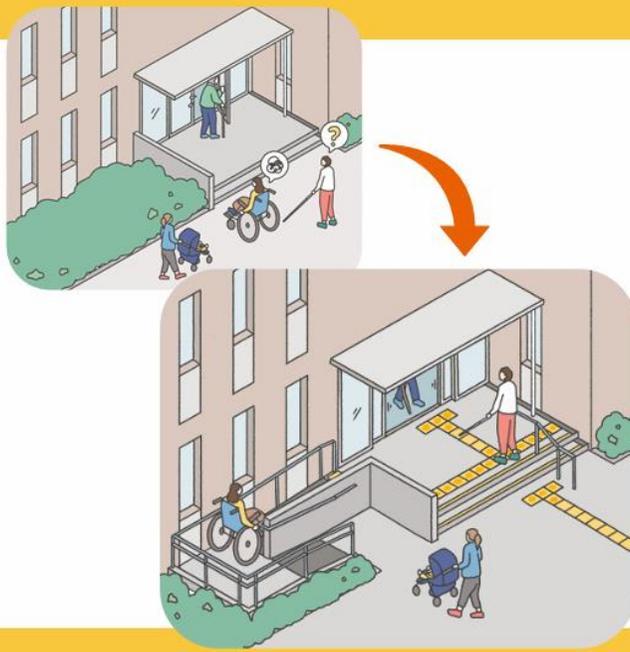


令和7(2025)年5月
国土交通省

[建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン](#)
(建築設計標準 別冊)

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 別冊

バリアフリー改修・改善のポイント



令和7(2025)年5月
国土交通省

[バリアフリー改修・改善のポイント](#)
(建築設計標準 別冊)

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 別冊

設計事例集

令和7(2025)年5月
国土交通省

[設計事例集](#)
(建築設計標準 別冊)

バリアフリー環境整備促進事業

民間建築物への補助は、民間事業者への直接補助ではなく、地方公共団体を通じた間接補助（地方公共団体による補助制度の創設が必要）

バリアフリー法に基づく基本構想・条例等の策定、移動システム（スロープ・エレベーター等）の整備、**小規模店舗をはじめとした既存建築ストックのバリアフリー改修工事**等を支援し、障害者等が安心して暮らせる環境の整備を図る。

交付対象事業者

地方公共団体、民間事業者、協議会等

補助対象地域

- ①三大都市圏の既成市街地等
- ②人口5万人以上の市
- ③都市機能誘導区域の駅周辺
- ④バリアフリー基本構想、移動等円滑化促進方針、バリアフリー法第14条第3項に基づく条例を策定した区域 等

交付率 直接 1/3 間接 1/3

交付内容

■ **基本構想等の策定**（バリアフリー法第14条第3項に基づく条例の制定・改正に必要な基礎調査等を含む。）

■ 移動システム等整備事業

- ・屋外の移動システム整備（スロープ、エレベーター等）
- ・建築物の新築、改修に伴う一定の屋内の移動システム整備（市街地空間における移動ネットワークを形成するものに限る。）
- ・移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース（広場、空地、アトリウム、ホール、ラウンジ、トイレ等） 等

■ 認定特定建築物整備事業

- ・屋外の移動システム整備（建築物敷地内の平面経路に限る。）
- ・屋内の一定の移動システム整備（商業用以外の特別特定建築物の用途に至る経路に係るもの。）
- ・移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース 等

■ 既存建築物バリアフリー改修事業

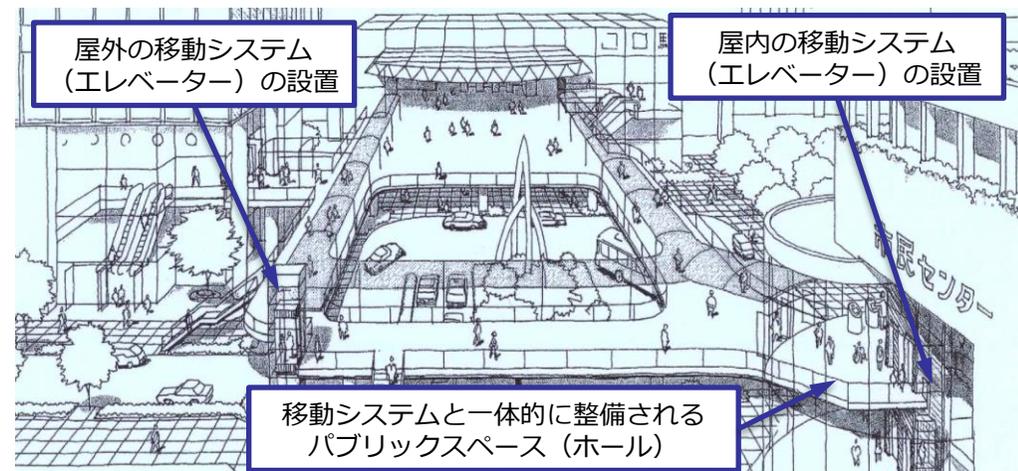
【対象建築物】

- ・不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者・障害者等が利用する建築物（小規模店舗等も対象で規模要件なし）
- ・バリアフリー条例による規制の対象となる建築物

【補助対象】

バリアフリー改修工事に要する費用

- ・段差の解消
- ・出入口、通路の幅の確保
- ・車椅子使用者トイレの設置
- ・オストメイト設備を有するトイレの設置
- ・乳幼児用設備の設置
- ・ローカウンターを設置
- ・車椅子使用者用駐車施設の設置
- ・駐車場から店舗までの屋根設置 など



トイレのバリアフリー化



スロープの設置



ローカウンターを設置